

令和7年12月26日  
一般社団法人不動産協会

## 宅地建物取引士証の交付における誤送付について

東京都知事より当協会が委託を受けて実施している宅地建物取引士証（以下「宅建士証」）の作成・交付業務に関し、一部の申請者に対して、誤った顔写真を貼付した宅建士証を送付するという事案が発生いたしました。

本件は個人情報の漏洩に該当する事案であり、関係する皆様に深くお詫びいたしますとともに、今後、再発防止に向けて個人情報の適正な管理を徹底してまいります。

### 記

#### 1 事案の概要

##### ①誤った顔写真を貼付して交付した宅建士証

- ・本年12月18日付で法定講習を完了した東京都登録の68名（以下「当該受講完了者」）のうち3名分（現時点での判明分）  
※うち1件は配達される前に郵送を差し止めたため、個人情報の漏洩には該当せず
- ・当該受講完了者のうち59名分については誤りがないことを確認済み（現時点で連絡が取れていない6名分については継続確認中）

##### ②経緯

- ・12月中旬 ・当該受講完了者の宅建士証を各申請者へ発送
- ・12月19日 ・申請者のA氏から、誤った顔写真が貼付されていたとの申し出があり、事案が判明（顔写真はB氏のものと判明）
  - ・東京都へ当該事実を電話にて第一報（以降も電話・メール等で報告）
  - ・B氏の宅建士証は郵便局で差し止め、当協会への返送を手配
  - ・同日までに発送した申請者に対し、宅建士証に誤りがないか確認を開始
- ・12月21日 ・申請者のC氏から、誤った顔写真が貼付されていたとの申し出（顔写真是A氏のものと判明）
- ・12月22日 ・B氏の宅建士証が当協会に返送され、C氏の顔写真が貼付されていることを確認

#### 2 原因

- ・提出を受けた申請書と作成した宅建士証の照合などに不徹底な部分があったためと考えられます。

#### 3 今後の対応

- ・現時点で連絡が取れていない方については引き続き確認を行うとともに、今後は、業務手順の見直しと徹底、確認体制の強化など、再発防止策を講じ、個人情報の適正な管理と適切な業務遂行を図ってまいります。

以上

問い合わせ先

一般社団法人不動産協会 宅建法定講習センター

担当：飛田 電話：03-3581-9421